



令和5（2023）年11月7日

猪名川町渇水対策本部の設置について

【概要】

令和5年11月6日の猪名川渇水調整委員会（事務局：近畿地方整備局猪名川河川事務所）で本町の主な水源である猪名川からの取水量を11月7日午前10時から20%制限する措置が講じられることを受け、6日付けで猪名川町渇水対策本部（本部長 岡本信司（町長））を設置した。

この取水制限により直ちに町民生活に重大な影響はないが、町ホームページ等により、町民の皆様には、コロナ等感染予防のためのうがい手洗い等はしっかり行っていただきながらも無駄のない水道水の使用を心がけてほしい旨の協力を呼びかけていく。

猪名川町渇水対策本部では「町民生活に大きな影響を及ぼすことのないよう可能な限り努力していく。町民の皆さんもコロナ等感染予防のためのうがい、手洗い、お風呂での体の清潔などはしっかりとしていただき、節水の理解と協力をお願いしたい」。

当面の渇水対策

懸垂幕・横断幕・公用車によるマグネットシール等による節水啓発
町ホームページ・いなぼうネット等での節水呼びかけ

問い合わせは、上下水道課（TEL 072-766-8716）へ。

【問合せ】

まちづくり部上下水道課 担当河井（TEL 072-766-8716）